

○国立大学法人筑波大学知的財産規則

平成16年4月1日
法人規則第12号

改正 平成16年法人規則第25号
平成16年法人規則第27号
平成16年法人規則第35号
平成16年法人規則第41号
平成17年法人規則第3号
平成17年法人規則第38号
平成19年法人規則第45号
平成20年法人規則第26号
平成26年法人規則第38号

国立大学法人筑波大学知的財産規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記各権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
- (4) 著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物を除き、デジタル化されたものに限る。）であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「デジタル・コンテンツ」という。）の著作権及び外国における上記権利に相当する権利
- (5) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）に関し法律上保護される利益に係る権利
- (6) 研究開発成果としての有体物に関し法律上保護される利益に係る権利

- 2 この法人規則において「知的財産」とは、発明、考案、意匠、商標、回路配置、植物の新品種、プログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ、ノウハウ及び研究開発成果としての有体物をいう。

(知的財産に係る業務を行うための特別な組織)

第3条 法人に、知的財産の創出、取得及び活用を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

- 2 前項の特別な組織の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(届出等)

第4条 職員は、発明をしたとき、考案をしたとき又は植物の新品種を育成したときは、速やかに、学長にその旨を届け出るものとする。

- 2 職員は、法人の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源（以下この項において「法人の資源」という。）を使用して創作したプログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。）又は法人の資源を使用して創出したノウハウであって、共同研究、受託研究若しくは特別共同研究事業の成果であるもの又は企業等に有償で利用許諾若しくは譲渡しようとするものについては、学長に対し、それらに係る知的財産権の譲渡を申し出るものとする。
- 3 第1項の届出及び前項の申出の手続については、それぞれ法人規程で定める。

(審査の付託及び決定)

第5条 学長は、職員から前条第1項の届出があったときは、当該知的財産に係る知的財産権について、法人への承継の適否に関する審査を、第3条の特別な組織に付託するものとする。

- 2 前項の規定は、職員から前条第2項の申出があったときの法人への当該知的財産権の移転の適否に関する審査について準用する。
- 3 学長は、前2項の審査の結果に基づき、それぞれ、知的財産権の承継又は移転の適否について決定を行い、速やかに、その結果を当該職員に通知するものとする。

(補償金)

第6条 学長は、法人が承継し、又は移転を受けた知的財産権について、その登録、実施又は処分により収入を得た場合で、当該知的財産を創出した者（次項において「創出者」という。）からの請求があったときは、予算の範囲内で補償金を支払うことができる。

- 2 前項の補償金については、創出者の申出により、その一部又は全部を法人の予算として配分を受けることができる。
- 3 第1項の補償金の種類、額及びその取扱い並びに前項の申出の取扱いに関し必要な事項は、法人規程で定める。

(発明、考案、植物の新品種等に係る取扱い)

第7条 前3条に規定するもののほか、知的財産のうち、法人の業務に関し行った発明、考案及び植物の新品種並びにプログラムの著作物、データベースの著作物、デジタル・コンテンツ及びノウハウに係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ法人規程で定める。

(知的財産権の管理)

第8条 知的財産権の管理については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成16年法人規則第19号）の定めるところによる。

(外部資金研究における知的財産権の取扱い)

第9条 外部資金研究における知的財産権の取扱いについては、この法人規則に定めるもののほか、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成16年法人規則第41号）の定めるところによる。

(法人規程等への委任)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、知的財産の取扱いに関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 知的財産のうち、意匠、商標、回路配置については、当分の間、第4条第2項及び第3項、第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定を準用することができる。

附 則（平16. 4. 15法人規則25号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則（平16. 4. 22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16. 5. 27法人規則35号）

この法人規則は、平成16年5月27日から施行する。

附 則（平16. 7. 29法人規則41号）抄

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則（平17. 2. 24法人規則3号）

この法人規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平17. 3. 24法人規則38号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19. 7. 20法人規則45号）

この法人規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則（平20. 3. 31法人規則26号）

この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平26. 11. 27法人規則38号）

この法人規則は、平成26年12月1日から施行する。